

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	地方税に関する賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、税務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税に関する賦課徴収事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

都城市長

公表日

令和4年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する賦課徴収事務
②事務の概要	<p>都城市における地方税に関する賦課、徴収等の事務は、以下の「個人住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「固定資産税賦課業務」、「収納業務」、「滞納整理業務」に分かれ事務を行っている。</p> <p>1. 個人住民税賦課業務 地方税法に基づき、原則として1月1日現在で都城市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は、広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。</p> <p>本業務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤被扶養者の特定・被扶養者の所得把握 ⑥課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑦普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収</p> <p>2. 軽自動車税賦課業務 地方税法に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税している。また、身体障害者の方、生活保護受給者、公益法人等が公益事業に使うもの、その他特別の事情がある方については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。</p> <p>本業務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①窓口や軽自動車協会からの連絡による車両の新規登録や廃車などの異動登録 ②4月1日時点の所有車両に対して当初課税 ③課税計算した結果を納税義務者へ通知 ④口座振替やコンビニ納付などの方法により徴収 ⑤申請に基づき軽自動車税の減免</p> <p>3. 固定資産税賦課業務 地方税法に基づき、1月1日現在で都城市に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に対して、その資産価値に応じた固定資産税及び都市計画税を計算し課税する。また、納税義務者からの申請に基づき、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書を発行する。</p> <p>本業務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①登記の所有権移転などによる納税義務者の異動 ②土地・家屋の現地調査に基づく評価を実施 ③前年中に取得・減少した償却資産について申告を受け付け ④土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額を計算した後、名寄せ、課税計算を行い、名寄帳(課税台帳)を作成 ⑤課税台帳に登録された土地・家屋の価格等の縦覧帳簿を納税義務者に縦覧 ⑥課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑦評価証明書など固定資産税・都市計画税に関する各種証明書を発行</p> <p>4. 収納業務 5. 滞納整理業務</p>
③システムの名称	①Acrocity個人住民税 ②税務LAN
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル	
(2)軽自動車税情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の16の項(地方税) 都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) 27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課、資産税課、納税管理課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

